## 見見守り新鮮情報　第 249 号

平成 28 年 4 月 5 日

◇発行：独立行政法人国民生活センター◇

## 「無料体験」のはずが…スポーツ施設会員に申し込むことに

広告を見てスポーツ施設の無料体験に行ったところ、いきなり契約書への記入を求められ「1 万 5 千円の入会金を特別に 5 千円に割引くので、一緒に 3 カ月分の会費を前払いするように」と言われた。

夫の介護もあり、続けられるか不安だったが、契約書を記入しなければ体験もできないような雰囲気に負け、記入してしまった。帰宅してから確認すると、「脱会する場合は違約金がかかる」とあり不安だ。（70 歳代　女性）

## ＜ひとこと助言＞

・広告などに「無料」と書いてあっても、何が無料なのかはっきりしない場合があります。申し込む際は、「無料」となる内容や範囲、有料の契約を結ぶ前提があるのかを確認しましょう。

・「特別割引」など特典を強調して契約を迫られても、その場で契約してはいけません。家族や周囲の人に相談しましょう。契約する気持ちがなければ、きっぱり断ることも大切です。

・不安に思ったら、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。

（消費者ホットライン 188）

■イラスト入りリーフレット（PDF 形式）は国民生活センターホームページ

http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mglist.html

※リーフレットの文面はメールマガジンと同じものです。

本情報は、国民生活センターの公表情報をもとに編集・発行しています。

## 全国の消費生活センター等の相談窓口

http://www.kokusen.go.jp/map/index.html